

# 船舶事故調査報告書

平成31年1月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年12月31日 07時05分ごろ～11時05分ごろの間）
発生場所	福岡県宗像市鐘崎漁港
事故の概要	漁船 幸丸は、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成30年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸丸、1.49トン FO3-32721（漁船登録番号）、個人所有 6.25m (Lr) × 1.66m × 0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、漁船法馬力数30、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月30日 免許証交付日 平成25年4月19日 （平成30年9月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船尾部外板に割損及び船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3 海象：海上 平穏、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、前日に仕掛けたさざえ網漁の揚網を行う目的で、平成29年12月31日07時05分ごろ鐘崎漁港の防波堤外側に設置されている消波ブロック（以下「本件消波ブロック」という。）に向けて同漁港の係留場所を出発した。 船長の親族は、船長の家族から、船長がふだん帰宅する10時00分ごろになっても帰宅しないとの連絡を受け、11時00分ごろ自分の船で捜索に向かった。 船長の親族は、11時05分ごろ本件消波ブロック南端付近で船尾部が破断した状態で転覆している本船を発見し、船長の姿が見えなかったため水難救済会に船長の捜索を要請した。

	<p>船長は、水難救済会の所員により13時24分ごろ本件消波ブロックの間の海面に浮いているところを発見され、消防署員に救助された後、救急車で病院に搬送されたが死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本件消波ブロック 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、和船型の船外機船であった。</p> <p>船長は、ふだん、テレビで気象情報を入手していた。</p> <p>船長は、固型式救命胴衣を本船に積んでおり、ふだんは着用していたが発見時は着用しておらず、カッパを着用した状態であった。</p> <p>船長は、携帯電話を携行していたが、発見されなかった。</p> <p>本船は、発見された際、他船と衝突した痕跡がなかった。</p> <p>本件消波ブロック付近は、西風が吹くと波が高起して危険な状況となる場所であった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	不明 なし 不明 <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組んで07時05分ごろ鐘崎漁港の係留場所を出発し、11時05分ごろ転覆した状態で発見されたことから、この間において、船長が落水して溺死したものと考えられるが、落水するところを目撃した人がいなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、鐘崎漁港の係留場所を出発した後、船長が落水して溺死したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 小型船舶の乗船者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、落水した際の連絡手段を確保しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

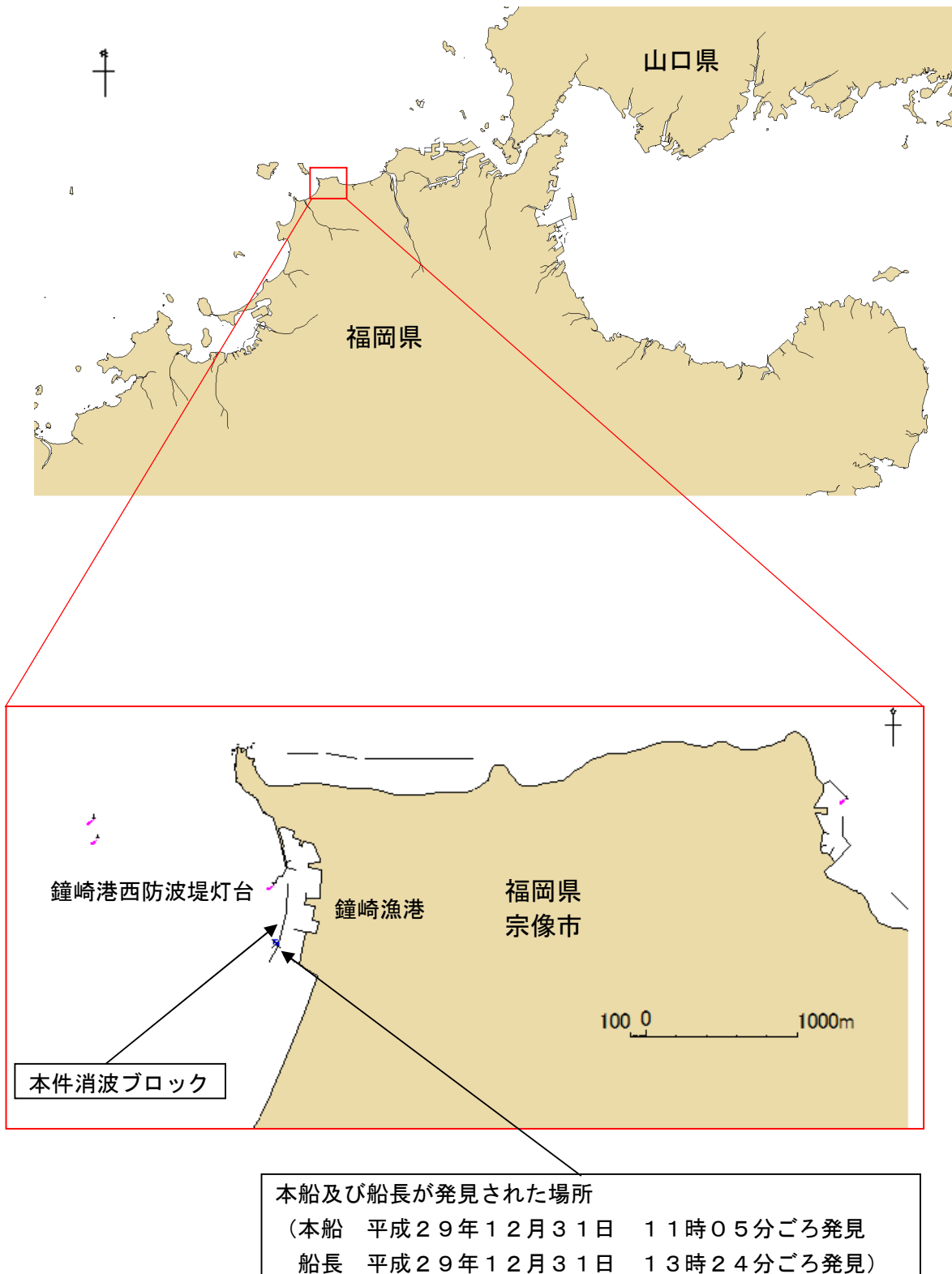


写真1 本件消波ブロック

